

○表彰の実施

1. 優秀現場技術者表彰は、工事完成年度の翌年度に行う。

○表彰対象

1. 本市が発注した建設工事で、請負金額が500万円を超えるもの。
2. 表彰の対象となる現場技術者は、市内に本店を有するもの及び三郷市と「緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書」を交わしている三郷市建設業協会会員のいずれかに雇用されている者。

○表彰基準

1. 三郷市建設工事成績評定要領に基づく評定点が、平均点以上かつ75点以上の工事で、土木工事部門は上位2件、建築工事部門は上位1件、設備工事部門は上位1件に該当する工事。
2. 次に掲げるものは表彰の対象としない。
 - ① 対象工事完成の前年度から表彰の当日までの間に、指名停止および営業停止等の措置を受けた受注者が施工したもの。
 - ② 対象年度及び前年度の建設工事成績評定において65点未満の評定がある現場技術者が施工したもの。
 - ③ 本体に付随して随意契約した付帯工事。
 - ④ その他、現場における事故等、表彰にふさわしくない行為があったもの。